

福祉常任委員会

開催日	令和6年12月12日
時間	午前9時30分～午前10時21分
場所	委員会室
出席議員	大塚祥之、伊藤奈美、浅井泰三、野々部享 飛永勝次、富田雄二 齊藤紗綾香 (岡山克彦議長)
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岩田総務部長 石田市民環境部長 丹羽健康福祉部長 林企画部次長兼企画政策課長 松村市民環境部次長兼生活環境課長 吉野健康福祉部次長兼児童保育課長 古川健康福祉部次長兼健康推進課長 岡田人事秘書課長 服部財政課長 藏城市民課長 浅野保険年金課長 鈴木社会福祉課長 石田高齢福祉課長 寺社下こども家庭課長 高木社会福祉課課長補佐 青山高齢福祉課課長補佐 堀江児童保育課課長補佐 杉野森産業課係長 山本社会福祉課係長
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 炭竈議事調査課係長
議案又は協議事項	1. 福祉常任委員会付託案件
備考	傍聴者 0名

(時に午前9時30分 開会)

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ただいまから福祉常任委員会を開会いたします。

去る9日の本会議において、福祉常任委員会に付託された事件について審査します。福祉常任委員会の所管は市民環境部及び健康福祉部です。この後、審査を行うわけですが、質疑者あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから質疑あるいは答弁を行っていただくよう、よろしくお願いいたします。

また、各委員の質疑におかれましては、簡明で議題の範囲を超えない発言となるよう心がけていただき、御自身や他の委員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合は、その旨を宣言し、内容が逸脱しないようにしてください。

なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は、委員長において議事整理を行う場合もありますので、御承知おきください。

最初に、議案第55号「清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課長、鈴木です。議案第55号について御説明いたします。タブレットのmoreNOTEを2画面表示でお願いいたします。

令和6年12月清須市議会定例会、市長提出議案等の9ページと市長提出議案等説明資料の5ページを御覧ください。

議案第55号、清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案。

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日提出。清須市長、永田純夫。

提案理由。この案を提出するのは、児童手当法の一部改正による特例給付の廃止に伴い、規定を整理する必要があるからです。

議案等の10ページを御覧ください。

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案。

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を御説明いたします。説明資料の5ページの三つ目の丸を御覧ください。

児童手当法の一部改正による特例給付の廃止に伴い、特例給付に係る規定を削除するものです。

附則になります。この条例は、公布の日から施行するもので、第2項において経過措置を定めております。

説明は以上になります。御審査のほどよろしく願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

飛永委員。

飛永勝次委員

飛永でございます。これは外国人に対するという事務に関する規定とあって、これは児童手当法の特例給付というのが廃止になっている。これは外国人だけじゃなくて、児童手当法の特例給付というのは所得制限がなくなって特例が撤廃されてるという理解でいいですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課、鈴木です。

はい、そのとおりでございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

ありがとうございます。これは外国人に対するとありますけれど、これおおよそでいいんですけども、どれぐらいの方に関する、清須市内において、世帯でカウントするのか、人数でカウン

トするかちょっと分からないんですけど、どれぐらいの数の方が、この緩和ですよ、恩恵を受けると言っちゃっていいのか、影響があるという感じになりますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木許行君）

社会福祉課、鈴木です。まず生活保護世帯の中で外国人の方、人数で言いますと約５％です。３５人程度が外国籍の方でございます。その中で児童手当の特例給付に係るような方につきましては把握はしておりません。その上限を超えるような収入がある方についてはいないということと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

外国の方も生活をしっかりお支えしていただけるように、どんな形でコミュニケーションを日頃取っていらっしゃるかというのもあると思うんですけど、これを機にまたしっかり取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほかに質疑のある方、よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第５５号「清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第５５号「清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第５６号「清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長の石田です。議案第５６号について御説明いたします。引き続き、タブレットのmore NOTEを２画面表示でお願いいたします。

令和６年１２月清須市議会定例会、市長提出議案等の１１ページと市長提出議案等説明資料の６ページを御覧ください。

議案第５６号、清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案。

上記の議案を提出する。

令和６年１２月２日提出。清須市長、永田純夫。

提案理由。この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に対応する必要があるからです。

議案等の１２ページを御覧ください。

清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案。

清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容を御説明いたします。説明資料の６ページの三つ目の丸を御覧ください。

介護保険施行規則の一部改正による地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に対応するもので、第２条において、第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合に、職員の配置を常勤換算方法によることを明確化するものです。

また、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合に、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として職員を配置することを可能とする内容に改正するものです。

附則です。この条例は公布の日から施行するもので、第２項において関係条例の引用条項の整理について定めております。

議案第56号の説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

飛永委員。

飛永勝次委員

はい。飛永でございます。ちょっと並んでいる言葉が非常に全部難しいんですけど、説明資料三つ目の丸のところの（１）と（２）を読むと、今までの人員配置の基準がちょっと緩和されるんだなと雰囲気は分かります。やっぱり高齢者の方の対応が事務対応も含めて、面談対応も増えてくると、人員がどうしても確保しなきゃいけないんですけども、こういう業界は非常に確保が難しかったり、資格者、有資格者でこういう資格がある人じゃないと駄目ですよという規定もあったりして、これは何年か前に緩和されていると思うんですよ。これ見ると、常勤換算方法とありますけど、これは規定が変わる新旧対照表を見ると、常勤の人が勤務すべき時間数を割るって除するとあるんですけども、このすべきというのはどこから出てくるべきなんですか。時間というのは。勤務すべき時間。人数と時間だと思うんですが、もちろん。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

常勤換算方法というのがちょっと分かりにくいんですけども、例えば、事業所によって1週間の勤務時間を定めるんですけども、基本的に一番多いのが40時間というもので定めているところが多いんですけども。常勤の方が1週間に勤める勤務時間を40時間として、非常勤の方ですとか、そういう方が例えば週に20時間勤務するということになると、その20時間を常勤であった40時間で割るという形になって、計算でいくと常勤の方は40時間を1とカウントして、例えば先ほどの20時間の方だと0.5という形で換算するという計算をするものになります。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

何となく、あれですか。常勤の方を確保しようと思うと難しいじゃないですか。常時だと。す

ると、非常勤の方でその業務を確保しようとするときに、それはやりやすくなったという理解でいいんですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

そうですね。常勤で資格者の方を本当は確保できれば一番いいと思うんですけども、なかなかそこが難しいというところで、週に40時間働かなくても何人かの方を確保することで数字を満たせばいいということになりますので、人材確保というところでは短時間勤務の方も含めて計算できるというところになりますので確保はしやすくはなると認識しております。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

多分確保とプラス育成も大変で、こういう教科書があるようでないような仕事なので、多分経験を一緒に共有していく中で、かんかんがくがくがある中で作り上げていかなければいけないものの中で働き方の間口が広がるというのは有効に使っていただいて、市民の福祉の向上に努めてもらえると思います。

もう一個2番のほうなんですけど、これはちょっと単純に読み下してしまうと、担当するエリアを増やしてもいいよという話になっているので、業務的に非常に負担が増えるとか、職員に偏った荷重がかかるとか、こういったことがあり得る話ですか。この2番の話というのは。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

そうですね。計算上はあり得ます。

ただし、清須市としましては3,000人以上、6,000人未満で3職種を配置するということを原則としていきたいと思っておりますので、その基準は守れるように委託先の社会福祉協議会のほうにも進めていただくようにしておりますので、そうならないように質のほうの確保ができるように対応していきたいと思っております。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第５６号「清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第５６号「清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第６１号「令和６年度清須市一般会計補正予算（第５号）案」、福祉常任委員会所管分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。議案第６１号、令和６年度清須市一般会計補正予算（第５号）案のうち、福祉常任委員会所管分を一括して御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を１画面表示にさせていただき、令和６年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の４ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正です。２行目、清洲公園駐車場整備事業は、期間令和６年度から令和７年度まで、限度額は１億５，４００万円です。

つぎに、歳入になります。８ページ、９ページを御覧ください。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、補正額２６９万２，０００円の増額、２節戸籍住民基本台帳費補助金です。説明欄を御覧いただきまして、マイナンバーカード交付事務費補助金の増額です。２目民生費国庫補助金、補正額１０万円の増額、２節児童福祉費補助金です。説明欄を御覧いただきまして、性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金の新規計上です。

１６款県支出金、２項県補助金、５目商工費県補助金、補正額１５０万円の増額、１節商工費

補助金です。説明欄を御覧いただきまして、首都圏人材確保支援事業費補助金の増額です。

18款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、補正額5万円の増額、1節社会福祉費寄附金です。歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出になります。12ページ、13ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額801万8,000円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1,128万5,000円の増額、1節報酬から27節繰出金までです。2目障害者福祉費、補正額87万円の減額、1節報酬から8節旅費までです。5目社会福祉施設費、補正額40万4,000円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

14ページ、15ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額4,337万1,000円の増額、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。説明欄を御覧いただきまして、保育所等性被害防止対策支援費の新規計上です。

2目母子福祉費、補正額176万3,000円の減額、1節報酬から8節旅費までです。3目保育所費、補正額9,593万6,000円の減額、1節報酬から12節委託料までです。説明欄を御覧いただきまして、保育園事務費の減額です。

4目児童館費、補正額1,382万9,000円の減額、1節報酬から8節旅費までです。5目児童福祉施設費、補正額56万8,000円の減額、1節報酬から8節旅費までです。6目子育て支援センター費、補正額224万4,000円の減額、1節報酬から4節共済費までです。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、補正額339万2,000円の増額、2節給料から4節共済費までです。

16ページ、17ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額1,999万4,000円の減額、1節報酬から4節共済費までです。2目予防費、補正額276万円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額266万4,000円の減額、2節給料から4節共済費までです。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額451万6,000円の増額、2節給料か

ら4節共済費までです。2目商工業振興費、補正額200万円の増額、18節負担金、補助及び交付金です。説明欄を御覧いただきまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進費の増額です。3目観光費、補正額55万7,000円の増額、1節報酬から8節旅費までです。

18、19ページを御覧ください。

4目消費者行政推進費、補正額21万円の減額、1節報酬と8節旅費です。

22ページ、23ページを御覧ください。

10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、補正額203万5,000円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案、福祉常任委員会所管分についての説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

飛永委員。

飛永勝次委員

はい、飛永でございます。

ちょっと不勉強なんで教えてください。歳入のところでも歳出のところでもあるんですけど、首都圏人材確保支援事業費補助金、補正で150万円増えて増額になっていて、歳出のところでも200万円歳出がありますけれども、これはどういった目的のどういった内容のもので、現実的にどんなふうに使われているのかというのを教えていただけますか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

杉野森産業課係長。

産業課係長（杉野森貴史君）

産業課の杉野森です。こちらの制度につきましては、東京圏から本市のほうに就職等をした者に対して補助金を行うものでございます。東京圏とは埼玉、千葉、神奈川、東京都を指します。こちらについては補助金のほうが国と県合わせまして、4分の3出るものでございます。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

東京圏の方が清須市に就職した場合の補助金だということなんですが、それは、東京圏在住の方が来た場合なのか、こっちの方が東京の大学に行ってこっちに就職したという話なのか。どうということ。IターンとかUターンとかありますけど、どんな人たちなんですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

杉野森産業課係長。

産業課係長（杉野森貴史君）

産業課の杉野森です。こちらの使途に対しては、東京圏から就職に当たりまして、清須市のほうに在住される方に対しての補助金となります。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

ということは、もともと東京圏在住の方がこちらに就職すると、そういうことですね。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

杉野森産業課係長。

産業課係長（杉野森貴史君）

そのとおりでございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

分かりました。これ補助金を補助するというのは、その就職した企業に出すんでしょうけど。違いますか。お願いします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

杉野森産業課係長。

産業課係長（杉野森貴史君）

産業課の杉野森です。こちらは就職された方に対して、個人に対して補助金を出すものでございます。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

個人。一人1回就職したら、仕事の支度金みたいな形になるのかな。1回出して終わりという感じのものですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

杉野森産業課係長。

産業課係長（杉野森貴史君）

産業課の杉野森です。こちらにつきましては東京都の例えば住民票を移す前の10年間のうち、通算で5年以上、直近で1年以上、東京23区に在住、または東京圏に在住し、23区に通勤していた方が、清須市のほうに住民票を移されて、そのまま例えばテレワークとか、就職されるという形で、人に対しての世帯に対して補助金するものでございます。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

今、世帯と言われたね。世帯に対してね。あんまり聞いていいのかどうか、1世帯当たり幾らと当然決まっていますよね。どれぐらい清須市は毎年そういった方がみえるのか。差し支えなければどんな業種でみたいな、企業名はいいんで。どんな目的でとか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田市民環境部長。

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。少し補足させていただきますと、この制度につきましては平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法というのが施行されまして、若年層の東京圏への転入超過が続いて、いわゆる東京圏の一極集中という課題がありまして、何とか若者を地方に分散させるというか、仕事に就いてもらって定住してもらおうという国の大きな政策がありまして、それに基づきまして、たしか令和元年度だと思いますが、この首都圏人材確保支援事業補助金というものができまして、これは愛知県でいうと、愛知県が支援したい中小企業というのがありまして、そこに求人が出ていますので、そこに就職して定住していただいた方に対して、定住先のところがいわゆる引っ越し代と言えいいんですかね、支度金というような名目になると思いますが、

1世帯当たり、一人の場合は60万円、二人以上になりますと100万円で、だんだん制度が拡充しておりまして、子育て世帯への加算というものが、令和4年度に創設されまして、そのときは30万円だったんです。18歳未満一人に対して30万円加算されます。今現在はさらに金額が大きくなりまして、令和5年度に一人当たり100万円という加算になりました。

当初予算に1世帯分200万円なんですけど、世帯構成でいきますと、御夫婦と18歳未満一人ということで、200万円の予算を組ませていただきました。財源につきましては歳入を見てもらうと金額が違っているんですが、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、市も4分の1負担あるわけですので、歳入は150万円で、歳出が200万円という話になってまして、今回また1件そういうような事例が出てきましたので、家族構成についても全く同じで、御夫婦と18歳未満の子どもがお一人ということで、同じく200万円ということで、当初予算200万円のところに、今回補正で同額の200万円を増額させていただいたと。こういう流れになります。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

ありがとうございます。詳細をすみません。その方々に選んでいただいたわけですね、清須市を。業種なのかあれですけども。よく分かりました。またゆっくり教えてください。全国的にどんなふうな流れになっているか、また後日のためにどこかで聞こうかと思います。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田市民環境部長。

市民環境部長（石田隆君）

ちょっと参考になるか分かりませんが、県の就労支援課というところでやっておりまして、全国ではないんですけど、愛知県の統計だけ言わせていただきますと、実はこれ、愛知県の中でも54市町村あるんですけど、参加してない市町村も実はありまして、これ制度を使うと要綱を作らないといけないということになりますので、実は少ないんですけど、54市町村のうち52市町村が参加している。逆に言いますと、1市1町が、ちょっとどことは言いませんが、参加していないという状況がまずございます。

それで令和元年度に制度ができてますので、令和元年度から令和5年度において、愛知県では

66件と言いますけど、世帯というふうにカウントしてもらえばいいんですけど、66件190人の方がこの制度を使われとるということで、これが多いか少ないかというふうに尋ねたら、別に多い少ないという話もなかったんですけど、増加傾向にはありますと、こういうお話はいただきました。

制度的には、もともと時限立法というか、年度がいついつまでと決まっていたんですが、今の直近の情報では、2027年度までは継続して行われるんじゃないかといったようなお話はお聞きしました。県の状況はそんなような状況です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

すごく地道な活動になると思いますけども、今後も引き続き、こうやって途中で補正があるということは、予測してなかった方が増えたという感じですね。お子さんも増えたりとかして選んで住んでいただけるので、新しくみえる方の意見を聞くというのも、上手に使えると、まちのさらなる発展にという気もしますが、それは場所を変えてお話しします。本当に地道だと思いますけども、ぜひしっかり取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほかに質疑のある方の挙手を求めます。

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

齊藤です。ちょっと今の関連で。今のお話だと、ごめんなさい、私が理解してないです。指定された会社というのがあって契約してる会社があってその会社に就職したらということでしたか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田市民環境部長。

市民環境部長（石田隆君）

愛知県が支援したい中小企業というのがありまして、そこの中小企業の求人に応募された方が対象になってくるということです。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

では、どこでもいいというわけじゃなくて。あとその世帯というお話だったんですけど、単身世帯じゃないといけないということだと思んですけど、例えばお話しすると、例えば息子が東京に住民票を移しました、東京に5年以上住みました、清須市内のその企業に就職するとして戻ってきます。そのときはまだ世帯が私たちと別れていないという状態だったらそれは当てはまらないという、世帯を単身で申請しなきゃいけないということの理解ですか。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田市民環境部長。

市民環境部長（石田隆君）

世帯につきましては、単身でも複数世帯でもいいんですが、単身の場合ですと先ほども申したんですけど金額が減りまして、60万円ということになります。複数世帯になりますと100万円、二人でも三人でも100万円。プラス、今回の場合は、この制度が拡充しておりますので、18歳未満のお子さんがいらっしゃる場合、この世帯の中にですね、100万円加算されるということで、今回の事例でいきますと御夫婦と18歳未満のお子さん一人ですので、100万円と100万円で200万円という形で当初予算も組ませていただいて、なおかつまたお話がございましたので家族構成も同じでしたので、同じ200万円を増額させていただいたということです。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

ごめんなさいね。なので、結婚していなくても親と同居していても、単身のその世帯として、もらえるということ。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田市民環境部長。

市民環境部長（石田隆君）

結婚していなくても単身の世帯でももらえるんですが、金額は当然少なくなるんですが。ただいま、お話をいただいたんですが、東京23区内に直近で5年以上在住した方、もしくは東京圏、東京の周りの県に直近5年以上在住し、かつ東京23区に所在する事業所に直近5年以上通勤した方が、例えば清須市に来られれば対象になってくるというものでございます。

以上です。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

齊藤委員。

齊藤紗綾香委員

分かりました。私も何かまた改めて詳細を伺いに行きます。ありがとうございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほかに質疑はよろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第61号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案」、福祉常任委員会所管分を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第61号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案」、福祉常任委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第62号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。議案第62号、令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について御説明させていただきます。

令和6年度一般会計特別会計予算補正予算説明書の38、39ページを御覧ください。

はじめに歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,809万円の減額、1節職員給与費等繰入金で、職員人件費の減額でございます。

歳入につきましては以上でございます。

1枚はねていただきまして、40、41ページを御覧ください。

続きまして歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,809万円の減額、2節給与から4節共済費まで、職員人件費の減額でございます。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようですので、これで質疑を終結し、議案第62号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第62号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第63号「令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長の石田です。議案第63号、令和6年度介護保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明いたします。それではタブレットのmoreNOTE設定を1画面表示にさせていただき、令和6年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の52ページ、53ページを御覧ください。

歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金、補正額2万円の増額、1節現年度分です。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額2万7,000円

の増額、1節現年度分です。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、補正額1万2,000円の増額、1節現年度分です。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額99万9,000円の減額、1節職員給与費等繰入金と4節地域支援事業繰入金です。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額2万7,000円の増額、1節介護給付費準備基金繰入金です。

54ページ、55ページを御覧ください。歳出を御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額101万2,000円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額9万9,000円の増額、1節報酬から4節共済費までです。

令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案の説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

飛永委員。

飛永勝次委員

すみません、ちょっとこれも教えてください。地域支援の関係の交付金が微増になっていて、微増で1万2,000円とか2万円とか。歳出のほうに予防事業のほうの人員の人件費で増やした。こういう理解でいいですか。地域支援事業というのは要支援の方とか、要介護1、2までの事業だったと思うんですけども、どんな背景でこうなったのか教えてください。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

石田高齢福祉課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

今回の補正につきましては、地域支援事業費の中に会計年度職員で保健師のほうを雇用させていただいておりまして、そちらの人件費の関係の増額になっております。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

飛永委員。

飛永勝次委員

会計年度で保健師さんですか。よかったですね。分かりました。ありがとうございます。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ほかに質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようですので、これで質疑を終結し、議案第63号「令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第63号「令和6年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第64号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。議案第64号、令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について御説明いたします。

令和6年度一般会計特別会計補正予算及び説明書の66、67ページを御覧ください。

はじめに歳入でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額28万5,000円の減額、1節職員給与等繰入金と2節事務費繰入金の減額でございます。

歳入につきましては以上でございます。

1枚はねていただきまして、68、69ページを御覧ください。続きまして歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額28万5,000円の減額、1節報酬

から８節旅費で、職員人件費の減額です。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

以上で説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

（ 「なし」の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようでありますので、これで質疑を終結し、議案第６４号「令和６年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙手全員 >

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第６４号「令和６年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、発議第３号「慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）」を議題といたします。

審査を行うに当たり、清須市議会会議規則第１０９条第１項の規定により、提出者である林議員の当委員会への出席を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

御異議なしと認め、提出者である林議員の委員会出席を求めます。

提出者である林議員は、発言席への移動をお願いいたします。

本会議において、提出者である林議員から既に朗読説明が行われているため、当委員会での説明は省略することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

異議なしと認め、説明は省略することにいたします。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

（ 「なし」の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

林議員にはお忙しいところ、当委員会に出席していただきありがとうございました。控え席へお戻りください。

それでは、発議第３号「慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

＜ 挙 手 全 員 ＞

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。よって、発議第３号「慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉常任委員会に付託された事件についての審査は終了いたしました。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることには御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

異議なしと認め、閉会中の継続審査申出書を議長に提出いたします。

また、委員長報告の作成や委員長報告の内容等につきましては、委員長に一任していただくことに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

福祉常任委員会委員長（大塚祥之君）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもちまして、福祉常任委員会を閉会いたします。

早朝からお疲れさまでした。ありがとうございました。

（ 時に午前１０時２１分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 12 月 12 日

福祉常任委員会委員長 大 塚 祥 之